

広島県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第一百八十九条の規定によつて、通知の内容を三次市役所の掲示場に掲示した。

平成二十年二月二十一日

広島県知事 藤田雄山

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
三次市君田町泉吉田字丑谷二二一の二	徳市正昭

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について